

2024年3月22日（金）

臨時理事会

送付資料

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第 1 号議案

理事選任・報酬額の決定について、臨時社員総会を開催することなく書面決議の方法により付議する件

第2号議案

副事務総長・業務執行理事の選定の件

副事務総長・業務執行理事の選定について

定款第20条、第21条第3項及び第30条第1項の規定に基づき、副事務総長・業務執行理事を下記のとおり選定する。ただし、候補者が理事に選任されていることを条件とする。

■副事務総長・業務執行理事

東川 直正

第3号議案

副事務総長の職務権限規程の改定の件

副事務総長の職務権限規程の改定について

今般、業務執行理事の選定に伴い、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会定款第22条第2項の規定に基づき、副事務総長の職務権限規程を次のとおり一部改定する。

ただし、候補者が理事に選任されていることを条件とする。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会副事務総長の職務権限規程 (令和 6 年 3 月 31 日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行	改 定 案																						
略	略																						
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>樫真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。</p> <p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p>(細則)</p> <p>第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	樫真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>広報・プロモーション局、企画局、<u>イベント局</u>及び ICT 局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>東川直正副事務総長</u></td> <td><u>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>樫真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。</p> <p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p><u>(副事務総長に事故があるとき等の措置)</u></p> <p><u>第 3 条 副事務総長に事故があるとき又は欠けたときは、その副事務総長の所掌事務については、代表理事が定めるところにより他の副事務総長が代わって業務を執行するものとする。</u></p>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、 <u>イベント局</u> 及び ICT 局の事務に関すること。	<u>東川直正副事務総長</u>	<u>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</u>	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	樫真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
樫真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、 <u>イベント局</u> 及び ICT 局の事務に関すること。																						
<u>東川直正副事務総長</u>	<u>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</u>																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
樫真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						

現 行	改 定 案
	<p>(細則) 第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(改廃) 第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、 <u>イベント局</u> 及び ICT 局の事務に関すること。
<u>東川直正副事務総長</u>	<u>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</u>
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（副事務総長に事故があるとき等の措置）

第 3 条 副事務総長に事故があるとき又は欠けたときは、その副事務総長の所掌事務については、代表理事が定めるところにより他の副事務総長が代わって業務を執行するものとする。

（細則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第4号議案

会長職を代行する副会長、事務総長及び副
事務総長の順序を定める件

会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序を定めることについて

定款第13条第1項、第14条、第32条第1項及び第33条第2項に定める「会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき」について、次に掲げる順位により、副会長、事務総長及び副事務総長が会長の職務を執り行う。ただし、候補者が理事に選任されていることを条件とする。

■会長職を代行する副会長、事務総長及び副事務総長の順序

事務総長	石毛 博行	2025年日本国際博覧会協会 代表理事
副会長	松本 正義	関西経済連合会 会長
〃	鳥井 信吾	関西商工会議所連合会 会長・大阪商工会議所 会頭
〃	角元 敬治	関西経済同友会 代表幹事
〃	塚本 能交	京都商工会議所 会頭
〃	川崎 博也	神戸商工会議所 会頭
〃	小林 健	日本商工会議所 会頭
〃	新浪 剛史	経済同友会 代表幹事
〃	吉村 洋文	大阪府知事
〃	横山 英幸	大阪市長
〃	三日月 大造	関西広域連合 広域連合長
〃	國部 毅	2025年日本国際博覧会協会 財務委員会委員長
〃	浅川 智恵子	日本科学未来館 館長、IBM フェロー
〃	池坊 専好	華道家元池坊 次期家元 一般財団法人池坊華道会 副理事長
〃	ウスビ・サコ	京都精華大学 前学長／全学研究機構長 人間環境デザインプログラム 教授
副事務総長	小野 平八郎	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	高科 淳	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	東川 直正	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	田中 清剛	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事
〃	櫟 真夏	2025年日本国際博覧会協会 業務執行理事